別　紙

令和３年８月３０日
教　　育　　庁

緊急事態宣言期間中の県立学校運営の基本方針について

本県の新規陽性者数は、８月１２日に初めて一日１０００人を超え、その後も高い水準で推移しており、特に１０代以下の新規陽性者数は２割程度を占めるようになっている。

こうした中、夏季休業終了後に生徒の通学が再開されることに対して、生徒の安全確保とともに、生徒から大人への感染拡大が強く懸念されている。

このため、緊急事態宣言期間中は、全県立学校で基本的感染対策を徹底した上で、次の**【基本方針】**に則り、緊張感をもって教育活動を実施する。

こうした取組を通して、生徒の学びの保障と、学校内での感染及び学校を介した感染拡大の防止を図る。

【基本方針】

○時差・分散登校及び短縮授業を実施する。
○オンラインによる学習指導など、ICTを活用した教育活動を積極的に推進する。
○学校行事、部活動（部室使用を含む）、課外授業は実施しない。
○通学時のマスク着用及び不要不急の外出自粛の徹底

《生徒・教職員が感染した場合》
○校内に濃厚接触者がいる可能性があれば、学校全体の臨時休業又は学年・学級閉鎖を行う。